

協 力 病 院 契 約 書

湘南グリーンクリニック（以下「甲」という。）と湘南グリーン介護老人保健施設（以下「乙」という。）の間において、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４０号）第３０条第１項及び第２項の規定に基づき次のとおり契約を締結する。

第１条 甲は乙の協力病院として、乙の入所者及び通所者（以下「入所者等」という。）が診療を必要としたときは、緊密な連携協力により円滑な診療を受けられるよう相互に協力するものとする。

第２条 甲は、乙の入所者等が診療を必要としたときは、乙の要請に基づき、対処するものとする。

第３条 乙は、入所者等の病状等からみて、必要な場合に限り、通院を甲に依頼するものとする。

第４条 乙は、診療に際し、甲に入所者等の健康手帳に施設の入所者等である旨の文書を添えて受診させるものとする。

第５条 乙の医師は、第３条による診療に対して、甲の保険医に当該入所者等の診療状況に関する情報提供を行うものとする。また、甲の保険医は、この情報により適切な診療を行うものとする。

第６条 甲の保険医は、乙の入所者等を診療した場合には、乙の医師に対し、施設の療養上必要な情報提供を行うものとする。また、乙の医師は、この情報により適切な診療を行うものとする。

第７条 休日及び夜間に緊急を要する場合は、乙は甲に入所者等の診療を依頼できるものとし、甲も可能な限りこれに協力するものとする。

第８条 乙が第３条による診療を甲に依頼する場合は、乙の入所者等の送迎に対して責任をもって行うものとする。

第９条 乙が第３条による診療を甲に依頼する場合は、乙の看護職員又は介護職員が付き添うものとする。

第１０条 甲が乙の入所者等に行った診療等により生じた費用については、通常の保険請求と扱いを異にするものであるので、双方協議のうえ別途対応するものとする。

第１１条 この契約に記載のない事項については、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

第１２条 この契約の有効期限は、平成１５年１０月１日から平成１８年９月３０日までの三カ年とする。但し、この契約は有効期限の三カ年までに甲乙いずれかからも何ら意思表示のない場合は、自動的に三カ年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この契約の成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通保有する。

平成~~15~~年 9 月 6 日

甲 横須賀市大矢部 3-1-25

湘南グリーンクリニック

病 院 長

中 崎

忠

印

乙 横須賀市大矢部 1-9-32

医療法人社団 相光会

湘南グリーン介護老人保健施設

理 事 長

西 城

一 代

